

令和2年度 宮城支部事業計画進捗状況報告(KPI関連部分)

1. 基盤的保険者機能関係	1ページ
2. 戦略的保険者機能関係	3ページ
(参考)令和2年度宮城支部事業計画	5ページ

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>（１） サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者サービス水準の向上に向けた取組の推進 ・ 申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守 ・ 申請書の郵送化率の向上に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>93.3%以上</u>とする 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電話対応能力向上のため、プロジェクトチームを発足。毎週、接遇に係る重点テーマの確認や上席者による電話対応スキルチェックなどを実施。 ◆ サービススタンダード対象申請書（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料(費)）について、日々の進捗確認を行い、受付から5～6営業日以内の支払を徹底した。また、給付金等の審査担当者を縦割りするのではなく、ユニット制を導入し、業務の統一化・効率化・簡素化を意識した事務処理を行った。 ◆ 郵送での提出について、各種広報ツール等の活用や電話等での問い合わせの際に周知した。また、事業所、労務士会等関係団体に対して郵送での提出の周知徹底を依頼した。 ◆ 下期は、11月に外部講師による電話対応スキル向上研修を実施する予定。また、退職者の多い事業所を抽出し、任意継続加入案内の配布を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 100%(9月末) (達成率：100%) (前年同時期：100%) ② 95.7%(9月末累計) (達成率：102.5%) (前年同時期：93.0%)
<p>（２） 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム点検の効果的な活用 ・ 点検員のスキルアップに向けた取組の推進 ・ 支払基金支部との定期的な協議 <p>【KPI】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を<u>対前年度以上（0.258%以上）</u>とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ システム点検のメンテナンスを毎月実施することで精度向上図り、効率的なレセプト点検を推進。 ◆ 定期的に点検員の面談や勉強会を行った。勉強会では、査定事例のディスカッションや事例の共有化を行い、点検員のスキルアップを図った。 ◆ 支払基金支部に対して、疑義事例に関する文書照会を行い、説明を求めた。 ◆ 下期は、外部講師による研修会を開催し、点検員の更なるレベルアップを図るとともに、支払基金支部とレセプト点検を効率的に実施するための協議を行い、精度の向上を図る。 	<p>0.184%(8月末) (達成率：71.3%) (前年同時期：0.288%)</p>
<p>（３） 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多部位や頻回の受療者に対する文書照会の実施 ・ 長期受療者に対する啓発文書及びアンケートの送付 <p>【KPI】</p> <p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合を<u>対前年度以下（0.61%以下）</u>とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3部位以上かつ月15日以上での施術及び柔整審査会において疑義が生じた施術者を受療している加入者に対し、負傷原因の確認や受療する際の注意点等を啓発。回答の結果、請求内容が疑わしいものについては、必要に応じ施術者への照会、管轄厚生局への情報提供を行った。 ◆ 長期受療者に対する啓発事業については、当初計画から対象者を変更し、2箇所以上の施術所で受療している者や1つの施術所で複数の家族が受療している者を対象とした。委託業者の選定や啓発文書・アンケートを作成。今後、対象者の抽出を行い、11月中に発送予定。 ◆ 施術者に対しては適正な保険請求の促進のため、申請書不備等による返戻時を活用して注意事項を周知した。 ◆ 下期は、11月に発送する啓発文書の効果検証を行いつつ、アンケート結果を分析し、今後の取組を検討する際に活用する。 	<p>0.75%(9月末累計) (達成率：81.3%) (前年同時期：0.64%)</p>

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>（４） 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後保険証の迅速・確実な回収 債権回収率の向上に向けた取組の実施 <p>【KPI】</p> <p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を<u>96.0%以上</u>とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上（<u>60.37%</u>）とする</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下（<u>0.052%以下</u>）とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保険証未返納者に対して、回収不能届の電話番号を活用した電話催告や文書催告を実施した。 ◆ 返納金債権の回収については、保険者間調整の積極的な案内や返納に理解を示さない債務者には、弁護士名による文書催告や法的手続きを積極的に実施した。 ◆ 下期は、債権回収強化月間を設定し、令和3年2月に過年度債権の棚卸及び保険証の回収率の低い事業所に対する文書催告を実施する。 	<p>①95.92%(9月末) (達成率：99.9%) (前年同時期：94.87%)</p> <p>②26.48%(9月末累計) (達成率：43.8%) (前年同時期：44.80%)</p> <p>③0.142%(8月末累計) (達成率：36.6%) (前年同時期：0.056%)</p>
<p>（５） 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額適用認定証の利用促進に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <p>高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合を<u>85.0%以上</u>とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種広報において周知を実施。 ◆ 医療機関窓口等への限度額適用認定申請書の配置を依頼し、不足する場合には、FAX連絡票にて必要部数を連絡してもらい補充した。 ◆ 下期は、医療機関窓口等への申請書配置を依頼するとともに、市町村窓口等への申請書配置に係る協力依頼を実施する。 	<p>76.6%(6月末) (達成率：90.1%) (前年同時期：78.4%)</p>
<p>（６） 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認の確実な実施 事業所からの提出率向上に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を<u>92.0%以上</u>とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被扶養者資格再確認リスト等を10月上旬から順次送付した。 ◆ 下期は、未送達事業所の調査や未提出事業所に対する勧奨を徹底し、KPIの確実な達成を図る。 	<p>—</p>
<p>（７） オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、国全体で実施するオンライン資格確認を見据えた、協会が独自に実施しているオンライン資格確認の利用促進 <p>【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を<u>85.0%以上</u>とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用が進まない医療機関に対して、電話や文書による利用勧奨を4月に実施。5月以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本部の指示により利用勧奨を実施しないこととなった。 ◆ 下期は、令和3年3月から国全体で実施するオンライン資格確認が開始されるため、現行システム終了の案内や貸与物品の速やかな返却等、円滑な移行を進める。 	<p>77.0%(8月末累計) (達成率：90.5%) (前年同時期：84.8%)</p>

2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>（1）データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の受診率向上に向けた取組の推進 事業者健診結果データの取得促進に向けた取組の推進 特定健診（被扶養者）の受診率向上に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診受診率を69.8%以上とする ② 事業者健診データ取得率を7.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を35.9%以上とする 	<p>＜新型コロナウイルス感染拡大による影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診機関が健診予約受付を一時停止 市町村主催による集団健診等の日程変更(上期→下期) ショッピングモール等を会場に実施を計画していたまちかど健診の中止 等 <p>⇒ 緊急事態宣言解除後は、感染防止対策を取りながら、以下のとおり健診業務を再開している。</p> <p>＜生活習慣病予防健診（被保険者）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象事業所に対する健診案内の送付、新規適用事業所・任意継続被保険者に対する文書や電話による受診勧奨を実施した。また、新規委託健診機関を1か所拡大したことに加え、健診実施機関と連携した集合バス健診や未受診者に対する受診勧奨を実施した。下期は、未受診者が多い事業所に対する電話勧奨を開始する。 <p>＜事業者健診結果データの取得促進（被保険者）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者健診を実施した健診実施機関に対する同意書・委任状に基づくデータの提供依頼を実施した。下期は、外部委託を活用し、事業所に対する協会・宮城県労働局・宮城県の3者連名によるデータ提供依頼文書の送付や電話勧奨を実施する。 <p>＜特定健診（被扶養者）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村のがん検診と同時実施による無料集団健診の実施広報、協会主催の集合バス健診、自治体主催の未受診者健診への受診勧奨を実施した。下期は、自治体主催の未受診者健診の多くが下期に日程変更となっており、自治体と連携しながら未受診者の勧奨を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①25.2%(8月末) (達成率：36.1%) (前年同時期：30.1%) ②3.1%(9月末) (達成率：40.4%) (前年同時期：3.6%) ③9.5%(9月末) (達成率：26.6%) (前年同時期：18.7%)
<p>（1）データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導の実施率向上に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <p>特定保健指導の実施率を27.1%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染拡大による影響 ・ 支部保健指導者の訪問指導を一時見合わせ（4月・5月） ・ 保健指導委託健診機関および委託事業者の業務の一時停止および在宅勤務による対応 ・ まちかど健診の中止に伴い同会場での保健指導の同日実施も中止 等 ◆ 緊急事態宣言解除後は、感染防止対策を取りながら、支部保健指導者による訪問指導を再開している。また、委託事業者も段階的に通常勤務体制に復帰している。 	<p>11.7%(9月末) (達成率：43.3%) (前年同時期：10.2%)</p>
<p>（1）データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 未治療者に対する受診勧奨業務の確実な実施 糖尿病の重症化予防に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <p>受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染拡大による影響 ・ 未治療に対する受診勧奨について、4月・5月分の発送が延期となった。その後、緊急事態宣言解除を受け、6月より勧奨通知を開始した。 ◆ 年度当初より開始予定の支部の取組は、以下のとおり変更のうえ実施している。 ①未治療者への受診勧奨：支部による文書勧奨は9月より発送。 ②コントロール不良者への個別介入：10月より個別介入文書を発送予定。 ③糖尿病性腎症患者への受診勧奨・医師と連携した保健指導：7月より受診勧奨文書発送。 	<p>10.7%(9月末) (達成率：82.9%) (前年同時期：11.3%)</p>

2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>（2）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者理解度調査結果を踏まえた分かり易い広報の実施 「職場健康づくり宣言」事業を中心とした宮城支部の取組に係るメディアや新聞広告を活用した広報の実施 健康保険委員活動の活性化を図る 健康保険委員カバー率の拡大に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.1%以上とする 	<p><広報></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期広報媒体（ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、健康保険委員向け広報紙等）を活用した広報について、計画どおり実施し周知を図った。下期は加入者理解度調査結果を踏まえ理解度の低い分野の重点的な広報や「職場健康づくり宣言」事業について、webバナー、YouTubeやテレビCMを活用した広報を実施する。 <p><健康保険委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康保険委員委嘱者数拡大に向けて、被保険者数16人以上の事業所や新規適用事業所に対して文書や電話による委嘱勧奨を実施した。これらの取組により、9月末時点で、健康保険委員委嘱事業所の被保険者数割合が51.2%となり、前倒してKPIを達成することができた。 	<ol style="list-style-type: none"> ①- ②51.2%(9月末) (達成率：100.1%) (前年同時期：47.1%)
<p>（3）ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリックカルテを活用した分析 行政と連携した、医療機関・調剤薬局に対する働きかけ 他保険者等と連携した加入者に対する広報 <p>【KPI】ジェネリック医薬品使用割合（※）を9月末まで82.8%以上とする</p> <p>※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療機関、薬局ごとにジェネリック医薬品の使用割合を「見える化」したジェネリックカルテを医療機関966機関、薬局832機関に送付した。その際は東北厚生局指導監査課長名の協力依頼文書を同封した。使用割合が低い医療機関（8機関）、薬局（6機関）に対しては、訪問による働きかけを実施した。その際は、ジェネリックカルテを基にした分析結果（地域別、年齢階級別や薬効分類別の使用割合など）を情報提供した。加えて、宮城県内で使用割合が低い、気仙沼市国保と連携し、気仙沼ケーブルテレビのデータ放送に記事を掲載した。 <p>また、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた環境整備を図るため、調剤レセプト情報から調剤数量の多いジェネリック医薬品の「実績リスト」を作成し、ホームページに掲載した。</p>	<p>82.5%(6月末) (達成率：99.6%) (前年同時期：80.0%)</p>
<p>（4）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療審議会や地域医療構想調整会議等への参画 医療データ等の分析結果を活用したエビデンスに基づく意見発信 保険者協議会との連携強化 行政や関係団体等と連携した医療情報の分析や取組の推進 <p>【KPI】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ エビデンスに基づく意見発信については、8月に開催された仙南圏域地域医療構想調整会議にて、宮城県（事務局）が提出した定量的データを活用して意見発信を実施した。意見発信の際は、2025年や2040年の人口構造の見通し、入院医療需要の推計と必要病床数に着目した。地域医療構想調整会議の多くは、下期に開催されることから、引き続きデータを活用した意見発信を実施していく。 ◆ 宮城県と連携した健診データの分析事業に活用するため、特定健診結果の集計データを作成した。 	<ol style="list-style-type: none"> ①100%(9月末) (達成率：100%) (前年同時期：100%) ②実施

(参考) 令和2年度宮城支部事業計画

令和2年度 事業計画（宮城支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○ 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。</p> <p>① サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査の活用や研修などで職員の接客スキルを高め、サービス水準の向上に努める。 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 健康保険給付等の申請書の郵送による提出を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 現金給付等の申請に係る郵送化率を93.3%以上とする。</p> <p>② 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>③ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 <p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 ・ 支払基金支部との打ち合わせ会を定期的に関催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支

部門の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。また、社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。」

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額。

⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化。

・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会を行い、適正受診の啓発を強化する。」

・ 長期受療者（1年に10ヶ月以上）に対し、啓発文書を送付し、制度の正しい理解を進めるほか、回答結果から実態を把握し、今後の周知活動に活用する。」

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進。

・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。」

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進。

・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。」

・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。」

■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96%以上とする。

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。」

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。」

⑧ 限度額適用認定証の利用促進。

- ・ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
- ・ 県内の医療機関従事者を対象に支払基金と合同で隔年開催している健康保険事務説明会（県内 4 会場）にて、高額療養費制度及び限度額認定証について制度説明を行い、利用促進を図る。

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85%以上とする。

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底。

- ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92%以上とする。

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施。

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。
- ・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。

■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 85%以上とする。

⑪ 的確な財政運営。

- ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>※第3期アクションプランの目標と同一。</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上。</p> <p>II 加入者の健康度を高めること。</p> <p>III 医療費等の適正化。</p> <p>① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所ごとの健康状態が見える化した「職場健康づくり宣言サポートシート」等のツールを活用する。 <p>② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。 <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上。</p> <p>＜被保険者の特定健診受診率向上に向けた施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診受診率の向上にむけ、未受診事業所（未受診者）に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、関係団体等に対する働きかけを行う。 <p>＜被扶養者の特定健診受診率向上に向けた施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供し受診率向上のための連携強化を図る。 ・ 協会主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。
----------------------	---

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 304,562人）
 - ・生活習慣病予防健診実施率 69.8%（実施見込者数：212,430人）
 - ・事業者健診データ取得率 7.6%（取得見込者数： 23,000人）
 - 被扶養者（受診対象者数： 84,036人）
 - ・特定健康診査受診率 35.9%（実施見込者数： 30,125人）
 - KPI：①生活習慣病予防健診受診率を69.8%以上とする。
 - ②事業者健診データ取得率を7.6%以上とする。
 - ③被扶養者の特定健診受診率を35.9%以上とする。
- ii) 特定保健指導の実施率の向上。
- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、メタボ該当者が多い当県の実情に鑑み、保健指導の利用機会の拡大に向けた勧奨を行う。
 - ・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった特定保健指導の手法を継続して実施する。
 - ・内外での研修により特定保健指導実施者のスキルアップを図る。
- 被保険者（受診対象者数： 47,321人）
 - ・特定保健指導実施率 27.9%（実施見込者数：13,200人）
 - （内訳）協会保健師実施分 14.6%（実施見込者数： 6,900人）
 - アウトソーシング分 13.3%（実施見込者数： 6,300人）
 - 被扶養者（受診対象者数： 2,560人）
 - ・特定保健指導実施率 12.1%（実施見込者数： 310人）
 - KPI：特定保健指導の実施率を27.1%以上とする。
- iii) 重症化予防対策の推進。
- ・未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

iv) コラボヘルスの推進。

- ・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業の普及、登録事業所拡大に向けて、宮城県や東北経済産業局、経済団体等の関係機関・団体と連携した取り組みを行う。
- ・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、「職場健康づくり宣言サポートシート」の送付、取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進（I、II、III）。

- ・ 加入者を対象とした理解度調査結果を踏まえた広報計画を策定の上、加入者にとって分かり易い広報を行う。
- ・ 加入者理解度調査で理解が低かった、「職場健康づくり宣言」事業を中心とした宮城支部の取組について、テレビCM、新聞広告やフリーペーパー等を活用した広報を実施し、加入者の意識醸成を図る。また、「職場健康づくり宣言」事業の定着に向けて動画を作成し、幅広い場面で活用する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。また、健康保険委員表彰を実施するとともに、効果的な勧奨を行い、委嘱者数の更なる拡大に努める。

- KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.1%以上とする。

④ ジェネリック医薬品の使用促進（I、III）。

- ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。
- ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県担当部局や関係機関等への働きかけを行う。
- ・ 他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を82.8%以上とする。

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。

⑤ インセンティブ制度の着実な実施（Ⅱ、Ⅲ）。

- ・ 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）。

- ・ 既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。

⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信（Ⅰ）。

i) 意見発信のための体制の確保。

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、引き続き医療審議会や地域医療構想調整会議等に参画する。

ii) 医療費データ等の分析。

- ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供。

- ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
 - ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
 - ・ 宮城県保険者協議会の活動を活発化し、他の医療保険者と連携して県の医療政策関係部局をはじめ、地方公共団体および関係機関に対して意見発信を行う。
 - ・ 県・市町村や医療関係団体（医師会等）と宮城支部との間で締結した医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定に基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。
- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする。
② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

⑧ 調査研究の推進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）。

i) 医療費分析の実施。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移等に関する分析を行う。」 ・ 外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。」 <p>ⅱ) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種学会や調査研究報告会での報告、学術誌や調査研究報告書への投稿等を通じ、広く情報発信する。」 <p>⑨ その他支部独自の取組（Ⅰ、Ⅲ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「上手な医療のかかり方」の啓発を行い、不要不急の時間外・休日・深夜の医療機関受診者を抑制し、医療費適正化、医療等の質や効率性の向上を図る。」
<p>3. 組織・運営体制関係。</p>	<p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準人員への移行後の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。」 <p>② 人事評価制度の適正な運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。」 <p>③ OJTを中心とした人材育成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。」 ・ 各種研修会・セミナー実施に際して、職員に求められるプレゼン、データ分析能力等を高めるとともに、各種スキル向上のため外部講師および外部研修会等を積極的に活用し、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成を行う。」 <p>④ 支部業績評価の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業の目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底するとともに、検証指標を意識した取り組みを行う。」

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等。

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。」

参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。」

また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。」

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。」

⑥ コンプライアンスの徹底。

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。」

⑦ リスク管理。

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事業への対応など、より幅広いリスクに対する危機管理能力向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。」